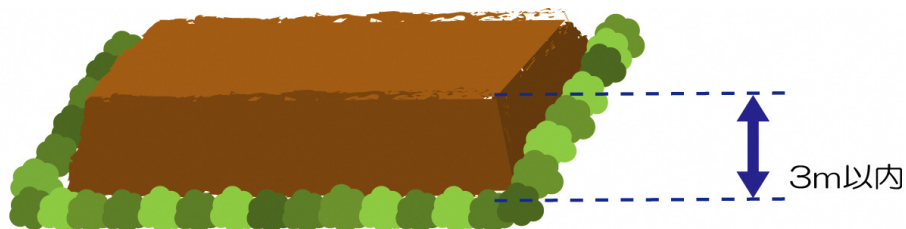


6 屋外における物件のたい積に係る基準

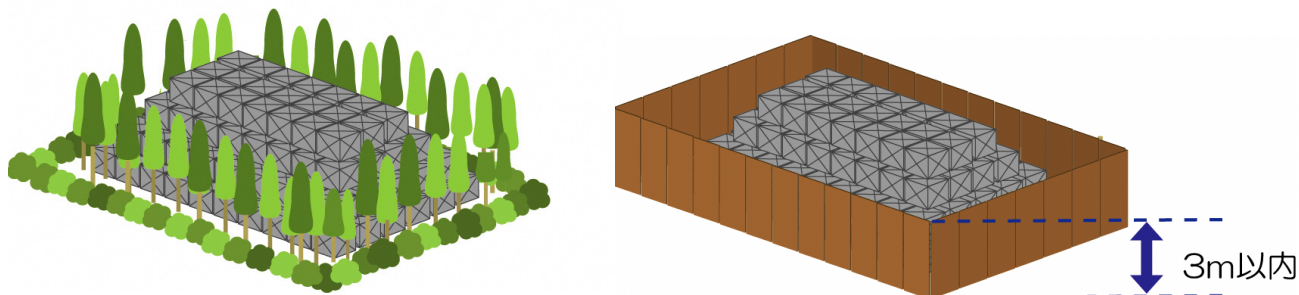
(1) たい積物の高さ

- たい積物の高さは周辺の景観と調和するよう、可能な限り低く抑えるとともに、整然とたい積するよう配慮すること。
- たい積物の高さは3mを超えないこと。



(2) 遮蔽物の形態^{しゃへいぶつ}

- たい積物周辺への植栽、塀・囲いの設置等により、周囲の道路等の公共空間から容易に望見できないよう配慮すること。
- 塀や囲い等の遮蔽物の高さは、3mを超えないよう配慮すること。(ただし樹木の場合を除く)。



(3) 遮蔽物の色彩

- 塀や囲い等の遮蔽物を設ける場合の色彩は、原色に近い色は避けるとともに周辺景観との調和に配慮すること。
- 外観の各立面につき、3分の1（誘導地区では4分の1）を超える面積で色彩の制限基準（P. 12【表1】）に該当する色を使用しないこと。ただし、着色していない土や石、木、レンガ等の自然素材で仕上げる外観に関しては色彩基準を適用しない。

